

平成20年4月から国民健康保険と老人保健がこのように変わる予定です

国民皆保険を維持し、安心して医療を受けられるために、4月1日から、医療保険制度の見直しが行われます

保険料の経過措置

後期高齢者医療制度に加入する前日において、被用者保険の被扶養者であった人については、制度加入の月から2年間、所得割を課さず、均等割額を5割軽減します。

ただし、平成20年4月から9月までの半年間は、保険料の負担はなく、10月から平成21年3月までの半年間は均等割額を9割軽減します。

後期高齢者医療制度の住民説明会を行います

4月から始まる、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人の後期高齢者医療制度について、下記の日程で住民説明会を実施します。都合のよい会場に参加してください。

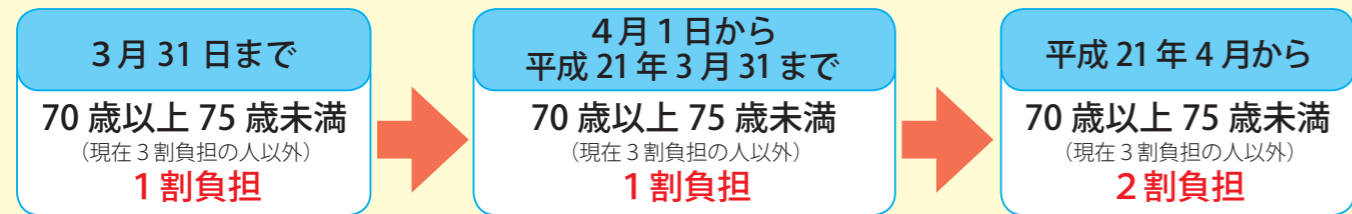
中学校区等	月日	時間	会場	中学校区等	月日	時間	会場
大始良	3月24日 (月)	14:00から 15:00まで	大始良地区学習センター	市成	3月25日 (火)	11:00から 12:00まで	市成校区公民館
田崎		15:30から 16:30まで	田崎地区学習センター	高尾		13:30から 14:30まで	高尾校区公民館
高須	3月25日 (火)	14:00から 15:00まで	高須地区学習センター	百引	3月26日 (水)	11:00から 12:00まで	百引校区公民館
花岡		16:00から 17:00まで	花岡地区公民館	平南		13:30から 14:30まで	平南校区公民館
第一鹿屋	3月26日 (水)	14:00から 15:00まで	西原地区学習センター	吾平	3月26日 (水)	10:00から 11:00まで	吾平保健センター
鹿屋		15:30から 16:30まで	中央公民館			14:00から 15:00まで	
高隈	3月27日 (木)	14:00から 15:00まで	高隈地区交流促進センター	申良	3月25日 (火)	10:30から 11:30まで	申良公民館
鹿屋東		16:00から 17:00まで	東地区学習センター	細山田		13:00から 14:00まで	申良公民館細山田分館
				上小原		15:00から 16:00まで	申良農村環境改善センター

【問い合わせ】 市国保介護課（1階⑤番窓口） ☎ 0994-43-2111 内線 3161・3162

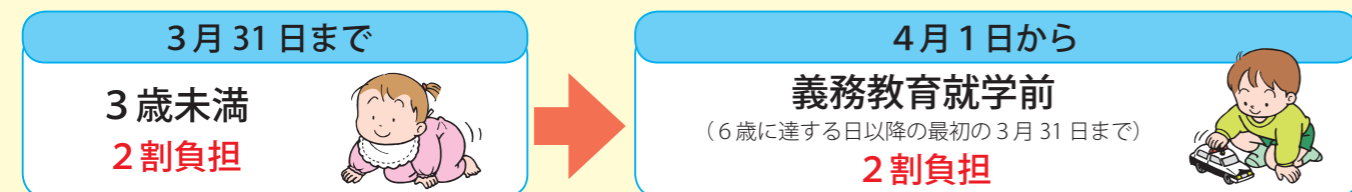
70歳から75歳未満の人の4月からの自己負担割合について

70歳から75歳未満の人が医療機関を受診したときの自己負担割合が、平成21年3月31日までは、現行の1割負担のまま据え置かれる予定です。現在、お持ちの保険証の一部負担金の割合が「2割（平成20年3月31日までは1割）」と表記されている人には、新しい保険証を3月末までに送付します。

なお、現在3割負担の人は、変更はありません。



現在、乳幼児の医療費を2割負担に軽減する対象年齢は「3歳未満」ですが、4月1日からは、義務教育就学前（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）まで拡充されます



※ 国保介護課は、4月から、課名が「健康保険課」に変わります。

4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

現在、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人は、国民健康保険や被用者保険などの医療保険に加入しながら、老人保健制度の対象となっていました。4月からは、これまでの医療保険から、新たに後期高齢者医療制度に加入することになります。また、4月以降に75歳になる人は、75歳の誕生日からの加入となります。

	3月31日まで	4月1日から
名称	老人保健制度	後期高齢者医療制度
根拠法令	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律
実施単位	市町村	都道府県
保険者	国民健康保険 被用者保険（社会保険、共済保険等）	鹿児島県後期高齢者医療広域連合
加入対象者	75歳（一定の障害のある人は65歳）以上のすべての人	75歳（一定の障害のある人は65歳）以上のすべての人 <※1>
対象となる時	75歳の誕生月の翌月から、老人保健制度で医療を受けます。 誕生日が1日の人はその月から	75歳の誕生日の日から「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。
保険給付	9割または7割	9割または7割
自己負担	1割または3割	1割または3割
医療機関での受診	老人医療受給者証と被保険者証	後期高齢者医療被保険者証
保険料	国民健康保険の人は保険料、被用者保険の本人は保険料を納付 被用者保険の被扶養者はなし	所得などに応じて、全員保険料を納めます。原則として、年金から天引きされます。社会保険などの被扶養者だった人も保険料を納めます。 <※2>
各種手続き	市町村窓口	市町村窓口
医療費源	保険者からの支援金 50% 公費 50% ・国 4 / 12 (33.33%) ・県 1 / 12 (8.33%) ・市町村 1 / 12 (8.33%)	保険者からの支援金 40% 公費 50% ・国 4 / 12 (33.33%) ・県 1 / 12 (8.33%) ・市町村 1 / 12 (8.33%) 保険料 10%

<※1> 寝たきりなどの一定の障害のある人で老人医療の対象となっている75歳未満の人は、本人からの申出により後期高齢者医療の被保険者にならないことができます。詳しくは、お問い合わせください。

<※2> 保険料の納入方法

区分	納付方法
年金が年額18万円以上の人	特別徴収（年金からの天引き） <※3>
年金が年額18万円未満の人	普通徴収（個別に納めます）

<※3> 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は普通徴収（個別に納めます）になります。

特別徴収（年金からの天引き）の対象となる人については、4月受給の年金から天引きが始まります。金額等については別途、個別にお知らせします。

4月からの特別徴収に該当しない人

- ① 4月1日現在、75歳未満の一定の障害のある人で、老人医療受給者に該当している人は普通徴収（個別に納めます）になります。
 - ② 後期高齢者医療制度に加入する前に被用者保険に加入していた人は、普通徴収（個別に納めます）になります。
- 口座引落としの手続き等については、お問い合わせください。

健診から保健指導までしっかりサポートします

○特定健診を受診するには

加入している各医療保険者から健診の案内（受診券）が届き、健診の結果により生活習慣の改善が必要な人には、特定保健指導利用券等が届きます。
 なお、本人確認のために、健診を受診する際は、必ず保険証と受診券を持参してください。

○特定健診の内容は

身体計測、質問票、血圧測定、問診、尿検査、血液検査、診察を行います。
 ※医師が必要と認めた場合は、心電図、眼底検査、貧血検査の詳細な検査も受診できます。

○特定健診の受診後は

特定健診の結果から内臓脂肪蓄積の危険があると判定された人は、健康状態に応じた生活習慣の見直しを行うために保健師や管理栄養士などの専門スタッフから、動機付け支援や積極的支援などの特定保健指導を受けます。

○これまで市が行ってきた検診はどのようなもの？

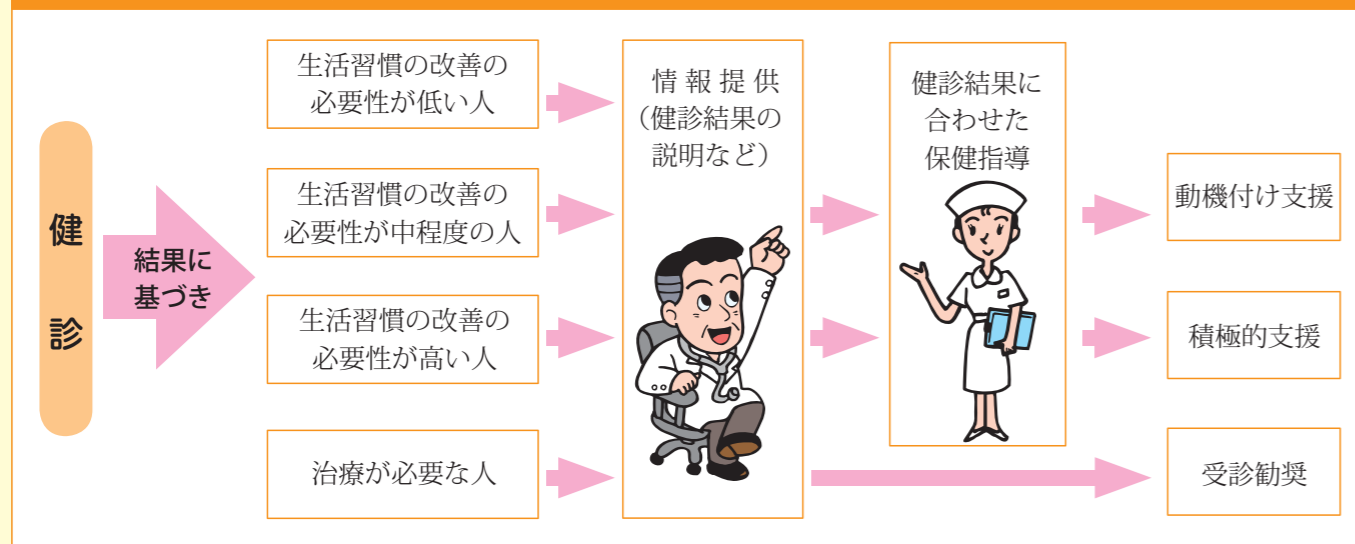
がん検診、骨粗しょう症等の検診は、これまでどおり実施します。

○留意事項

65歳以上で要介護認定を受けていない人は、特定健診のときに、生活機能評価も併せて実施します。
 75歳以上の人は、後期高齢者健診として、市が実施します。
 事業所では、特定健診項目が追加されただけで、これまでどおり実施されます。

- **メタボリックシンドローム**・・・内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖・高血圧・脂質異常のうちいずれか2つ以上併せ持った状態を「メタボリックシンドローム」といいます。放っておくと動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中などの危険性が高まります。
- **医療保険者**・・・健康保険組合、共済組合、市町村国民健康保険など

特定健康診査・特定保健指導の流れ



- **動機付け支援**・・・自分の生活習慣の改善すべきところを自覚し、目標を立て、実際に行動に移せるよう保健師や管理栄養士等がサポートします。
- **積極的支援**・・・生活習慣の改善に向けた目標を自分で選択し、その選択した行動を持続できるよう保健師や管理栄養士等が継続的なサポートをします。

【問い合わせ・申込先】 市国保介護課（1階⑤番窓口） ☎ 0994-43-2111 内線 3159
 市健康増進課（市保健相談センター） ☎ 0994-41-2110

※ 国保介護課は、4月から、課名が「健康保険課」に変わります。

4月から、退職者医療制度の対象年齢が65歳未満に変わります

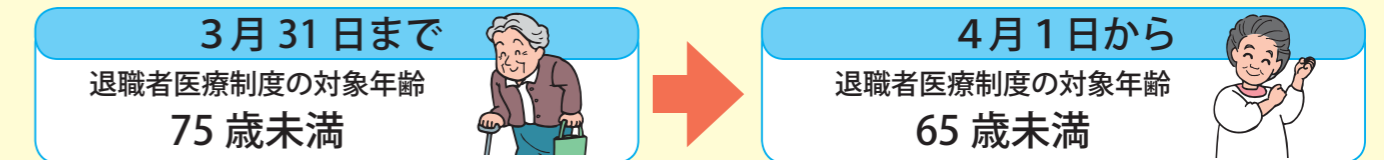
会社などを退職して国民健康保険に加入し、厚生年金などを受給している75歳未満の人とその被扶養者は退職者医療制度で医療機関を受診していますが、4月1日からは、その対象年齢が65歳未満に変わります。65歳の誕生日からは、一般の国民健康保険の加入者となります。
 現在、65歳以上の人で、退職者医療制度に加入している人には、新しい保険証を3月末までに送付します。

○退職者医療制度の対象となる人

厚生年金や共済年金などを受給しており、その加入期間が20年以上若しくは40歳以降の加入期間が10年以上の人で、現在、国民健康保険に加入している65歳未満の人とその被扶養者

○医療費の負担割合

医療機関を受診したときの自己負担割合は、外来・入院ともに3割負担
 ※義務教育就学前の被扶養者は2割負担



【問い合わせ】 市国保介護課（1階⑤番窓口） ☎ 0994-43-2111 内線 3162・3198

4月から、『病気を「見つける」健診から「予防する」健診』へ特定健康診査・保健指導が始まります

4月から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した新しい健診「特定健康診査・保健指導」が始まります。

特定健康診査・保健指導とは、メタボリックシンドロームに該当する人やその予備群を健診で見つけ、一人ひとりの生活習慣に合わせた保健指導を行うことで、糖尿病や高血圧、心疾患などの生活習慣病の発症や重症化を防ぐことを目的としています。

特定健診は、皆さんが加入している国民健康保険などの医療保険者が行うことが義務付けられており、40歳から75歳未満の加入者が対象となります。扶養されている家族（被扶養者）の健診も、各医療保険者が行います。

そのため、4月1日からは、今まで市が実施してきた基本健康診査にかわって、各医療保険者が実施する特定健康診査が行われます。

